

令和6年第4回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和6年12月12日

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 令和6年12月12日

午後0時56分

1. 閉 会 令和6年12月12日

午後4時25分

1. 出 席 委 員

委員長 竹崎 幸仁

副委員長 信宮 徹也

委員 まつもとみき

委員 山本 英明

委員 井関 陽一

1. 欠 席 委 員

委員 二宮 一朗

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司

政策企画部長 大野本 敦

教育部長 谷口 佳代

消防本部消防長 宇都宮憲治

会計管理者 岩本 博文

議会事務局長 片山 勇一

総務課長 山崎 徳博

危機管理課長 宇都宮 博

税務課長 谷川 和久

財政課長 安岡 克敏

まちづくり推進課長 安田 司

政策推進課長 原井川英一

教育総務課長 宮中 英希

学校教育課長 青木 志郎

まなび推進課長 大崎 伸一

消防総務課長 山本 清久

西予市消防署長 坂本 弘治

西予市消防署野村支署長 徳山 隆

総務課長補佐 佐藤陽一郎

危機管理課長補佐 三好 栄治

税務課長補佐 二宮 厚彦

財政課長補佐 三瀬 一也

財政課長補佐 正司 哲朗

まちづくり推進課長補佐 松本 義博

地域づくり活動センター推進室長

清家 昌弘

三瓶文化会館館長補佐 小野 雅人

政策推進課長補佐 大森 恵津

教育総務課長補佐 土居 靖史

学校教育課長補佐 榊田寿美子

学校教育課長補佐 清家 真二

せいよ西学校給食センター所長

三好俊一郎

まなび推進課長補佐 長野 聖司

消防総務課長補佐 植木 宏次

会計課長補佐 沖野 貴洋

危機管理課係長 伊勢 忠

税務課係長 柴田 直樹

税務課係長 光沖 司

まちづくり推進課係長 兵頭 孝明

地域づくり活動センター推進室係長

三好 祐介

政策推進課係長 稲葉 真実

政策推進課係長 橋本 直美

教育総務課係長 中井 圭介

教育総務課主査 堀 真裕

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第95号 西予市地域づくり活動センター
の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定につい
て

議案第96号 西予市宇和文化会館条例の一部
を改正する条例制定について

議案第103号 西予市宇和文化会館の指定管理
者の指定について

議案第115号 愛媛県市町総合事務組合を組織
する地方公共団体の数の減少及
び組合規約の変更について

議案第116号 愛媛県市町総合事務組合からの
構成団体の脱退に伴う財産処分
について

議案第117号 令和6年度西予市一般会計補正
予算（第7号）

請願第4号 住民の「生存権」「幸福追求
権」が侵害されないよう、「知
事に伊方原発稼働同意の撤回を
求める決議」に関する請願書

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午後0時56分

○信宮副委員長

これより令和6年第4回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○竹崎委員長

竹崎委員長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

次に、山住総務部長より挨拶をお願いいたします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○竹崎委員長

それでは総務課の審査を行います。

議案第115号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、議案第116号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」の2議案について、関連があるため、一括議題といたします。

山崎総務課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

それでは、議案第115号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」及び議案第116号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」関連がございますので一括して説明を申し上げます。

本件は、愛媛県市町総合事務組合から地方自治法第286条第1項及び第289条の規定に基づく、愛媛県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分に関する協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、同組合の構成団体である津島水道企業団の水道用水供給事業が、宇和島

市水道事業と事業統合することにより、年度末をもって同企業団を解散し、同組合を脱退しますので規約を変更し、津島水道企業団の財産を同組合へ帰属させるものでございます。

以上2議案よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

山崎総務課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは、以上で質疑を終結といたします。

それではただいまの2議案について、それぞれ採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第115号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第116号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時8分）

【危機管理課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後1時15分）

これより、危機管理課所管分の審査を行います。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうち危機管理課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮危機管理課長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一

般会計補正予算（第7号）」のうち危機管理課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書 22 ページを御覧ください。

9 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費、10 節需用費、光熱水費において 118 万 6000 円を増額しております。これは、防災行政無線・情報システム整備事業として、当初予算に計上しておりました防災行政無線中継局や屋外子局、津波監視カメラに使用する電気料につきまして、電気料金の高騰の影響により不足することが見込まれることから、増額計上するものでございます。

以上で、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち危機管理課所管分についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

中継局と津波監視カメラということでしたけど、それぞれ幾つあるものの電気代なのか教えてください。

○宇都宮危機管理課長

合計 330 カ所ございます。中継局が 4 カ所、再送信子局が 27 カ所、スピーカー単体が 299 カ所でございます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 19 分）

【税務課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 20 分）

それでは続きまして、税務課の審査を行います。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち税務課所管分を議題といたします。

谷川課長の説明を求めます。

○谷川税務課長

それでは、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち税務課所管分につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、納税通知書の様式変更に伴う封筒印刷代及び郵便料金増額改定に伴う郵券料の増額を計上させていただいております。

予算書は 14 ページから 15 ページをお開きください。

2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費、市税賦課事業としまして、80 万円を計上させていただいております。

まず、10 節需用費、印刷製本費では、令和 7 年度より固定資産税納税通知書の様式変更を行うための送付用の封筒の購入費 53 万 6000 円を計上させていただいております。また、11 節役務費、通信運搬費としまして、令和 6 年 10 月に改定されました郵便料金の増額改定に伴いまして、年度末までの実績見込みを再試算し、不足額 26 万 4000 円を計上させていただいております。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

通信運搬費が、郵券料が上がるということで、補正がなされとるわけなんですけど、来年度、税務課として、郵券料が上がったことによる増額分というのはどのぐらいを見込まれておりますか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 23 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 24 分）

○谷川税務課長

次年度、当然郵便料金の値上げの関係は、年度当初から影響してくるものと考えており、それに見合った予算要求をさせていただいているところですが、まだ査定前ですので、ここで金額を申し上げることは出来ませんが、税務課の場合、課税時期からその後の納税を促す通知等年間を通じてかなりの郵便物を発送する業務があります。割引が適用されるような郵便の発送方法とかも検討しながら、郵便料金を可能な限り抑制するような取組を行ってまいりたいと考えております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 26 分）

【財政課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 31 分）

それでは続きまして、財政課の審査を行います。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち財政課所管分を議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは審査していただきます議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち財政課所管分について御説明いたします。

まず歳入について御説明いたします。予算書の 11 ページをお開き願います。

16 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金において、財政調整基金利子 88 万 7000 円、減債基金利

子 60 万 6000 円、地域振興基金利子 10 万 3000 円、公共施設整備基金利子 57 万 8000 円の増額でございますが、金融機関への預金につきまして、利率上昇の影響により利子収入を増額するものでございます。

続きまして、予算書の 12 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は、予算編成において財源が不足する場合に不足額の補填財源として活用するものであり、今回の補正では、歳入歳出予算を調整するため繰入金を 5 億 7950 万 5000 円増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書の 13 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費、市有財産維持管理事業 162 万 8000 円でございますが、現在、普通財産として財政課において維持管理しております旧朝立ふれあいプラザについて、令和 7 年 4 月から西予市三瓶老人憩の家として供用開始するため、老朽化した空調機器の更新に要する工事請負費を計上し、整備するものでございます。

三瓶老人憩の家の機能移転となりますが、今回、議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」において、同老人憩の家の位置を変更することを上程し、厚生常任委員会において、御審議いただくこととなっております。

続きまして、予算書の 18 ページから 19 ページにかけてとなります。

4 款衛生費、3 項 1 目病院費、西予市民病院事業会計繰出事業 4 億 3834 万 9000 円の増額であります。西予市民病院への繰り出しにつきまして、安定的な経営を支援するため、繰り出し基準に基づく各経費の実績見込みによる増額に加えて、運営及び指定管理者への移行に向けて開設準備資金等に要する経費として、臨時的に繰出金を増額するものでございます。内容の詳細につきましては、特別委員会にて御審議いただくこととなっております。

続きまして、野村病院事業会計繰出事業 1073 万 5000 円でございますが、安定的な経営を支援するため繰り出し基準に基づく各経費の実績見込みにより、繰出金を増額するものでございま

す。こちらも内容につきましては、特別委員会にて御審議いただくこととなっております。

続きまして予算書の 24 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費において、財政調整基金利子 88 万 7000 円、減債基金利子 60 万 6000 円、地域振興基金利子 10 万 3000 円、公共施設整備基金利子 57 万 8000 円でございますが、先ほど歳入で御説明いたしました利子収入の増額に伴い、当該利子を基金に積み立てるため、積立金を増額するものでございます。

以上、財政課所管分に係る補正予算の説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 37 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 38 分）

○山本委員

19 ページの西予市民病院事業会計負担金 4 億 3834 万 9000 円ですけれども中身をもう少し言える部分がありましたら、負担金、借金の部分が幾らとか、赤字の分が幾らとかそういう言える部分がありましたら、もうちょっと詳しくお願いします。

○安岡財政課長

今回の一般会計からの繰出金、市民病院に関する件ですけれども 4 億 3834 万 9000 円となっております。そのうち、繰り出し基準に基づく増額については 3 点あります。

1 点目が、建設改良に要する経費、2 点目が高度医療に要する経費、3 点目が児童手当に要する経費、こちらが繰り出し基準に基づく金額となっております。

その他の経費につきましては、まず 1 つ目として開設準備資金として 9669 万 5000 円、退職手当負担金分こちらが 8500 万円、特別昇給分として 165 万円、最後に、経営改善、赤字補填ということになりますが 2 億 5000 万円という内訳となっております。

○まつもと委員

補正予算が通った後の財政調整基金の残高を教

えてください。

○安岡財政課長

財政調整基金の残高についてお答えいたします。今回の補正予算編成後の予算ベースの残高になりますが、11 億 499 万円とこちらで予定させていただいております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手多数により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 42 分）

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 51 分）

これより政策企画部の審査に入ります。

審査に先立ちまして、大野本部長より挨拶をお願いいたします。

○大野本政策企画部長

大野本部長が挨拶を行う。

○竹崎委員長

それでは、これよりまちづくり推進課の審査を行います。

議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指して、令和 5 年 4 月から市内 27 地域に地域づくり活動センターを設置し、地

域の主体的な地域づくり活動を支援することで、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開し、地域の実情に応じた行政サービスの提供を行っております。

西予市周木地域づくり活動センターは、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、旧周木小学校を改修し、三瓶町周木地区における地域づくり活動の拠点施設として整備してまいりました。

今回の改正は、令和7年2月に予定している周木地域づくり活動センターの完成に伴い、周木地域づくり活動センターの位置を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。参考であります。11月末時点で工事の進捗率は69.7%と順調に進んでおり、予定どおり2月末に完成予定であります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第95号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続けまして、議案第96号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第96号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の条例改正は、西予市宇和文化会館の基本

使用料の見直しを行うものであります。近年、西予市宇和文化会館は、光熱費等の高騰により、施設維持経費が増加し、経営を圧迫しておりました。

近隣にあります文化施設の使用料及び光熱水費の上昇率を参考に基本使用料を見直し、本条例の一部を改正するものであります。

事前に配付しております資料を御覧ください。

改定内容であります。光熱水費の増加や近隣の同様施設の料金を参考に約3割増の改定としております。

具体的に言いますと大ホールの基本使用料を例に挙げてみますと、全日9時から22時で空調を終日利用した場合は、改定前が5万2910円ですが、改定後は7万1420円となります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

昨日の本会議での大森議員の質疑でも、利用料上げて利用者が減るっていうことは想定されてないのかっていうので、されてないっていうお答えだったと思います。ですが何ていうんですかね、今使ってる小さい部屋というか、講座されたり、日常的に使われている方はそこを使い続けるかなっていうのは分かるんですが、大きなコンサートみたいなことを場所を選んだ場合、向こうが、規模が違うので、宇和島の文化会館とこちらと比べたときに、効率や交通事情などを比べたときに、こっちを選ばれるって私はちょっとこの料金改定だと思わなくて、これ後のものにも関わってくるんですけど指定管理者の自主事業も、多く行われていない状態の中での料金改定というところもうちょっと説明してもらいたいと思うんですがどうでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

まず料金を上げた詳細を説明いたします。

光熱水費が平成30年度と昨年と比較したところ、まず1.4倍ぐらいになっております。そして、その1.4倍を基本料金に、現在が4万700円なんですけど、1.4倍で計算すると5万6980円になりますので、南予文化会館より基本料金というところ

ちょっと高くなってしまいますので、そういったところがやっぱり懸念されるので、まず 1.3 倍としたところでは、あと、利用については、委員おっしゃることも分かりますが、個人の利用が令和 5 年度の利用状況で考えますと、個人の利用人数が 162 名、そして、サークル習い事などの年間利用が 4,722 名、そして会社団体での利用が 7,873 名、学校関係が 2,168 名、合計 1 万 4,925 名となっております、その中の個人利用の 162 名は、ある特定の方が 2 組、3 組の方が、ちょっとしたグループで使われとるところなので、影響を受けやすいのはこういう方かなと思ってます。そう考えると、利用人数の減少というところにはなかなかつながりにくいと、我々は判断しているところです。あと、自主事業につきましては、どうしても費用が事業を行うための委託料がかなりかかりますので、今の回数程度しかやれてないというのが状況です。ただ、引き続き同程度の自主事業は続けていきたいというふうに考えております。

○まつもと委員

基本料値上げと、またそれに関わる冷暖房使用も 30%から 35%に引上げて、光熱費も上げて、そしてまた冷暖房の割合を上げるというのもちょっと厳しいかなというふうに思うんですが、その辺りはどういうお考えで 5%上げたんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

参考資料にあります南予文化会館の空調のところ見ていただいたらと思います。1 時間当たり 5,500 円となっております、トータルすると、全日でいうと空調がプラスされて 7 万 1500 円という金額になって、空調経費も結構、南予文化会館については配慮されてるということがございましたので、こちらの宇和文化会館についても 5%程度上げさせていただこうとした結果でございます。

○竹崎委員長

つまり、南予文化会館を一応対象に調べた結果、今回の数値になっていると言われた訳ですね。同じ率ではないけど、参考にしているということです。

○まつもと委員

利用料も高い中で、減免措置もないですよ。

学生なんかが、地元の高校生が利用するときも、減免がないというふうに訴えがありました。市民が使うときの割引とか、学生が使うときの割引というのもない状態で、この利用料の値上げ、光熱費の加算で%上げるっていうのは、次の指定管理者のほうにもかかるんですけど、何か納得出来ないと思うんですが、例えば減免みたいなことは、お願いされたりしている流れはあったりするんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 6 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 14 分）

○安田まちづくり推進課長

高校生の減免につきましては、他市町の同様施設の事例を調べまして、今後検討していきたいと考えております。

○山本委員

簡単な質問なんです。この改定は何年ぶりの改定なんですか。

○安田まちづくり推進課長

令和元年に、消費税の増税に伴う改定をした以来でございますので、5 年ぶりになります。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手多数により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続けて、審議を行います。

議案第 103 号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 103 号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本施設は、市民の芸術、文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会に供することを目的に整備された施設であり、現在、一般財団法人宇和文化会館が管理運営しております。

このたび、本施設の指定管理者候補として、非公募により、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、現管理運営者の一般財団法人宇和文化会館を選定されました。なお、選定に当たりましては、指定管理者選定評価委員会による審査を行い、これまでの実績、運営方針等を審査した上で、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取組や、経営努力等を総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。なお、指定管理候補者の概要につきましては、議案書の参考資料を御参照ください。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

非公募とした理由をお願いします。

○安田まちづくり推進課長

非公募にした理由でございますが、一般財団法人宇和文化会館につきましては、平成3年12月の開館に先立ち、平成3年11月に宇和文化会館の管理運営を目的に設立され、これまで適切に業務を行っているほか、コスト削減にも取り組み、地域住民等の交流活動にも協賛し、地域貢献活動の成果も上げており、西予市宇和文化会館の管理運営を目的に設立された一般財団法人宇和文化会館以外に指定管理委託することはないと考え、非公募といたしました。

○まつもと委員

決算書で、営業利益は出せてない状態だと思います。また、先ほど経営改善の取組をされていると説明あったんですが、具体的にはどういうことをされていられているんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時19分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後2時25分）

○安田まちづくり推進課長

本来の目的であります文化事業などを継続しながらも、共催事業などを増やして、経営を改善できるように努力していただいております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第103号「西予市文化会館の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

それでは続きまして、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうちまちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうちまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき、御説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。まず、歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、21目地域づくり活動センター費、補正額434万9000円の増額補正でございます。地域づくり活動センター管理運営事業において、事業概要欄にある記載のある各地域づくり活動センターの電気料等の実績に伴う維持管理に関する予算を増額計上。また、俵津及び狩江地域づくり活動センターにおいて、低濃度PCB含有のおそれがある機器の検査を行う費用を計上するものです。

次に、補正予算書の23ページを御覧ください。

10款教育費、6項文化振興費、3目文化施設運営管理費、補正額126万7000円のうちまちづくり推進課分は89万3000円の増額補正でございます。事業概要欄の事業ごとに説明をいたします。

まず、三瓶文化会館管理運営事業の増額補正ですが、令和7年2月に三瓶文化会館において、第2回三瓶しおさい演奏会を予定しており、出演者の出演料を報償費として予算計上しております。

次に、朝立会館管理運営事業については、電気料等の実績に伴う維持管理費に関する予算の増額を計上するものでございます。

次に、10 款教育費、7 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額 100 万円の増額補正でございます。事業概要欄を御覧ください。

保健体育総務費庶務事業の増額補正ですが、資料を配付させていただいているとおり、令和7年3月2日に宇和運動公園を会場に、瀬戸内シクロクロスシリーズの西予大会を予定しております。シクロクロスとは、舗装路や土、芝、砂利など、様々な路面状況を織り交ぜた1周2.5キロメートルから、3.5 キロメートルのコースを定められたタイムの中で競う競技で、7つのカテゴリーを設定し、幅広い参加者を対象としており、愛媛県が推進します自転車新文化における交流人口拡大や地域への経済効果などを期待して開催する予定といたしております。今回の補正では、大会を運営するシクロクロス実行委員会への必要経費を計上しております。

次に、補正予算書の 24 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、2 目体育施設費、補正額 509 万 6000 円の増額補正でございます。

市内にある体育施設維持管理運営事業において、事業概要欄に記載のある各施設の電気料金等の実績に伴う維持管理に関する予算の増額を計上するものです。

次に、13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費、補正額 552 万 6000 円のうちまちづくり推進課分は 2 万 3000 円の増額補正でございます。事業概要欄を御覧ください。研修基金事業でございます。これについては、研修基金として積立てている預金利子を、金利上昇に伴う実績により計上し、一般会計から研修基金に繰り入れるものです。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。11 ページを御覧ください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、補正額 252 万 2000 円のうちまちづくり推進課分は 2 万 3000 円の増額補正でございます。事業概要欄を御覧ください。研修基金の利子

ですが、先ほど歳出予算で説明したとおり、金利上昇に伴い利子が増額となったため予算計上するものです。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。予算書 5 ページの第 2 表債務負担行為補正を御覧ください。せいよ地域づくり交付金（基礎型・手上げ型）です。期間は令和 7 年度限度額を 1 億 9000 万円と設定しております。内訳といたしましては、基礎型交付金が 1 億 6000 万円、手上げ型交付金が 3000 万円です。地域づくり交付金制度につきましては、3 年に一度見直しを行っており、2 年前に見直しを行っていることから、次年度も引き続き現行どおり実施いたします。令和 5 年 4 月から地域づくり活動センターが運用開始いたしました。それぞれの地域づくり組織では、地域づくり組織の事務局を担う地域任用職員を雇用し、地域づくり活動の支援が行われています。地域任用職員を雇用するために、地域づくり組織には、基礎型交付金として 300 万円もしくは 600 万円を交付いたします。そのため、4 月から活動いただく地域任用職員の給与等の経費とあわせて、事業実施経費をできるだけ早く交付する必要があることから、基礎型交付金の交付申請書を 3 月中に提出いただき、令和 7 年 4 月 1 日に交付決定を行い、交付金を 4 月中に支払えるよう事務を進めたいと考えております。また、手上げ型交付金は、地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって事業の決定を判断いたします。こちらも審査会、最終審査会というスケジュールでは、年度当初からの事業開始が難しいため、これまで同様に、最終審査会を 3 月中に実施して、4 月以降すぐに事業が取り組めるよう事務を進めてまいります。以上のことから、せいよ地域づくり交付金について、債務負担行為を設定するものです。

次に、西予市宇和文化会館管理運営業務委託ですが、期間は令和 7 年度から令和 11 年度まで、限度額を 1 億 7717 万円と設定しております。これは先ほど御審議いただいた議案第 103 号西予市宇和文化会館指定管理者の一般財団法人宇和文化会館への 5 年間の委託料でございます。内訳としましては、年間 3543 万 4000 円となっており、指定管理期間が令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間でありますので、債務負担行為を設定するものです。

以上で、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうちまちづくり推進課所管分についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

シクロクロスについてお伺いしたいと思うんですけども、今回運動公園を中心にコースをつかって開催されるということなんですけれども、1 周当たり 2.5 から 3.5 キロメートルのコースをつくるというふうになると思うので、かなり長いコースだと思うんですけども、やはり造成等が必要ではないかと思うんですが、1 回つくったコースは、今回初めて開催されると思うんですけども、西予市内には、トップレベルの選手もいますので、ぜひとも継続的に来年以降もやってもらったらいいと思うのがあるんですけども、その辺り予定はどうでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 39 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 39 分）

○安田まちづくり推進課長

今後の予定というところでございますが、継続して、引き続き開催を出来たらと考えております。

○井関委員

同じ項目なんですけども大会参加費というのはとられますか。参考資料の 4 ページに、各地区の参加者数が書いてあるんですが、令和 5 年度の 200 人から 150 人、300 人近くまでの人数が書かれとるんですが、参加費をとっての大会となってるんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

まだ金額は決まっていないんですけど、参加費を出していただいて出場していただくようになります。

○井関委員

野村、城川を回るサイクリング in 四国西予ジオパークっていう大会が毎年継続して行っているんですけども、こちら参加費を集めた中で動い

ているんですが、今なかなか経費を出すことが出来ないということで自主運営という形をとってきているんですけども、5 月の朝霧湖マラソンなんかもそうなんですが、行政からの支援というのをなるべくなくさないといけないということを言われて、今そういうふうに通いてきとるんですが、今年初めてのことで 100 万円含まれておりますけど、今後はどういうふうに通かしていけるつもりでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

今年度の 100 万円につきましては、どうしても最初にコースをつくるのに、杭であったりとか、テープであるとかいろんな準備するものが必要になります。そして、運営の委託料なんかも必要になってきておまして、その経費が今年度の費用となっております。来年度以降でございまして、なるべく大会参加者の参加料であるとか、共催、協賛金などを募りまして、自主運営ができるように、検討というか努力をしていきたいというふうに考えている次第でございまして。

○井関委員

継続していこうと思ったら自分たちで運営ができるような方向性をつくっていったらいいと、だんだんと尻窄みといいますか、大会が小さくなってくると思いますので、ぜひその辺検討をよろしくお願いいたします。

○まつもと委員

21 目の地域づくり活動センター費なんですけど、電気代本当大変だなと思います。施設によって金額が結構違うのと、今回上がってない施設もあるんですが、それは施設の規模が違うという単純な解釈でいいんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

光熱水費というのが、昨年度等の実績で当初予算を組んでいる光熱費でありますので、規模であるとか、使用状況によって当然変わってきてまして、その結果、補正の必要がないという施設も出てきております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうちまちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 44 分）

【政策推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 47 分）

これより、政策推進課の審査に移ります。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち政策推進課所管分についてを議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち政策推進課所管分について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正につきまして、まず、歳入予算から御説明をさせていただきます。

予算書 11 ページをお開き願います。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子におきまして、当初予算積算時と比べ金利が上昇したことから、過疎地域自立促進特別基金利子 8 万 5000 円、お伊ネ賞事業基金利子 3,000 円をそれぞれ増額するものでございます。

次に歳出予算となります。予算書 24 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費、24 節積立金におきまして、先ほどの歳入の利子を基金事業に積立てておりますことから、歳入と同額となります。過疎地域自立促進特別基金事業 8 万 5000 円、お伊ネ賞基金事業 3,000 円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明をさせていただきます。

予算書 5 ページになります。広報せいよ印刷製本費でございます。期間は令和 7 年度限度額は 771 万 6000 円を設定しております。広報せいよ

につきましては、令和 7 年度第 1 回目の発行予定が 4 月 20 日となることから、3 月から入稿や校正作業を行う必要がございます。そのため、2 月には入札を執行し、業者と契約を締結する必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

お伊ネ賞の基金事業、利子が増えたんで 3,000 円を繰り入れるということだったんですけども、ほかの基金に比べて額が少ないということは、この基金もかなり少なくなっているんじゃないかと思うんですけども、毎年のお伊ネ賞事業で、今の事業を続けたらどれぐらいもつのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○原井川政策推進課長

財源が、令和 6 年 9 月末現在で 1278 万 1064 円、約 1200 万円となっております。例年 200 数十万円事業費がかかっておりますので、あと 6 回ほどすれば基金が枯渇するということになっております。今後のことにつきましても、厳しい財政状況がございますので、どうするのかということで、今までも検討させていただいておりましたが、現在も検討をしているところで、それに基づいた当初予算は計上することになるかというふうに考えております。

○井関委員

お伊ネ賞の事業大変厳しいという話だったんですが、来年の案内状がもう既に来とるんですけども、それを見ると開会場所が教育保健センターの 4 階に変更になっとなつたというのは、先ほどからあるように宇和文化会館の使用料が高いから、そちらに変えたということなんですか。

○原井川政策推進課長

確かに教育保健センターで開催すると使用料からないということとはございますが、規模的に昨年は愛媛県歴史文化博物館でさせていただいたのですが、来ていただいた方が約 150 名程度という

ことになっております。宇和文化会館であります
と、少なくとも 300 人程度は来ていただくぐらい
の規模的なこともありまして、そこら辺もいろ
ろ考慮した上で、今年度は教育保健センターで開
催ということにさせていただいておりますが、場
所については、またその内容も含めて検討させて
いただけたらと思います。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度
西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち政策
推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり
可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 54 分）

【教育部】

【教育総務課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 7 分）

それではこれより、教育部の審査に入ります。
審査に先立ちまして、谷口部長より挨拶をお願い
いたします。

○谷口教育部長

谷口教育部長が挨拶を行う。

○竹崎委員長

それではこれより教育部教育総務課の審査に入
ります。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正
予算（第 7 号）」のうち教育総務課所管分につ
いてを議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

○宮中教育総務課長

それでは、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一
般会計補正予算（第 7 号）」のうち教育総務課所
管分につきまして御説明を申し上げます。

まず始めに、債務負担行為補正について御説明
を申し上げます。予算書 5 ページをお開きくださ

い。

西予市スクールバス運行業務委託でございます
が、期間は令和 7 年度、限度額を 3282 万 3000 円
と設定しております。西予市スクールバス運行
業務委託につきましては、令和 7 年 3 月末日をも
って、西予市スクールバス 6 台、6 路線の契約期
間が満了となるため、令和 7 年 4 月からの運行を
遅滞なく行うため債務負担行為を設定し、今年度
中に契約を締結するものでございます。

続きまして、予算書 22 ページをお開きくださ
い。

10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費の
中学校管理事業 202 万 8000 円の増額補正につ
きましては、中学校施設における電気料金の実績に
伴う維持管理に関する予算の増額を計上するもの
でございます。

続きまして、予算書 25 ページをお開きくださ
い。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費のうち、事業概
要欄の、子ども教育振興基金事業 1 万 3000 円の
増額でございますが、金融機関の金利上昇に伴う
基金への積立金を増額計上するものでございます。

なお、歳入の分につきましても、同額の 1 万
3000 円を増額計上しております。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、
御決定くださいますようよろしくお願いいたしま
す。

○竹崎委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度
西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち教育
総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり
可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 14 分）

【学校教育課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後3時17分）

これより学校教育課所管分の審査に入ります。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」学校教育課所管分についてを議題といたします。

青木課長の説明を求めます。

○青木学校教育課長

それでは審査をしていただきます、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうち学校教育課所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正として、GIGAスクールドリルソフトライセンス使用許諾料479万4000円、中学校教師用教科書及び指導書購入費1605万5000円、給食センター病原性腸内細菌検査業務委託272万円を計上しております。

ソフトドリルライセンス使用許諾料につきましては、市内の全ての小中学校において推進しております。GIGAスクール構想におきまして、ドリルソフトのライセンス契約が、令和7年3月末で満了となりますことから、来年度も4月早々新学期から、継続して子どもたちが学校や家庭においてドリルソフトを活用するため契約を締結するものであります。

続きまして、中学校教師用教科書及び指導書購入費につきましては、令和7年度が4年に1度の教科書の改訂の年となっており、現在使用しております教科書が一新されます。そのため、新学期までに、各中学校へ新しい教科書及び指導書等を準備する必要があり、配布に向けて今年度中に、購入に係る契約を締結するものであります。

続きまして、学校給食センター病原性腸内細菌検査業務委託料につきましては、市内の給食センター及び調理場で勤務する職員が毎月2回、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157に係る病原性検査を実施し、学校給食業務に従事しております。これは学校給食安全管理基準に基づくものでありまして、年度で契約を締結しております。委託業者との契約が3月末で満了となりますため、今年度の3月中に委託業者を決定し、契約を締結しておく必要があるものです。

続いて補正予算書の24ページを御確認ください。

10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター運営費の電気料金として、102万4000円を計上するものであります。

これは、電気料金の高騰に加え使用料の増加により、せいよ西学校給食センターにおいて料金が不足することになりましたため電気料として計上するものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○竹崎委員長

青木課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山本委員

GIGAスクールのライセンスですけど、何年に1回の更新なんですか。

○青木学校教育課長

これは年度毎の更新になりますので、そのために、毎年を更新しております。

○井関委員

ソフトのライセンスですけど、ソフトの内容は毎年更新されておるんですか。

○青木学校教育課長

基本的には同じようなもので、積み重ねていきますので、ほぼ同じ内容のもので小学校においては、国算理社の4教科、中学校においてはさらに英語を加えた5教科で積み上げていくような、次に進んでいくようなドリルソフトになりますので、基本的には同じような内容になっております。

○井関委員

給食センターの電気料なんですけども、せいよ西学校給食センターだけ載っとるんですが、せいよ東学校給食センターは足りた訳でしょうか。

○青木学校教育課長

同じように、せいよ東学校給食センター、そして三瓶学校給食センターにおいても電気料金については、想定をちょっと上回る使用料になっております。ただし、規模がせいよ西学校給食センターに比べて小さいために、予算の流用で賄える範囲というような判断をして、今後対応していく予定です。

○まつもと委員

ちょっと関連になってしまうかもしれないんですが、中学校の教科書が改訂の年度ということで、これ教科書を見れる会っていうか、市民がこんな教科書に変わりますみたいな展示会みたいなものは予定されてるんでしょうか。

○青木学校教育課長

この教科書の展示会については、最初の選定前に、全ての教科書を図書館に運びまして、まず一般の方にも、見てもらうというようなことでホームページ等でも知らせて見てもらっております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 25 分）

【まなび推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 26 分）

それではこれより、まなび推進課の審査を行います。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうちまなび推進課所管分についてを議題といたします。

大崎課長の説明を求めます。

○大崎まなび推進課長

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうちまなび推進課所管分について説明をさせていただきます。

予算書は 23 ページとなります。

10 款教育費、5 項社会教育費、3 目図書館費、図書交流館管理運営事業において、需用費の光熱水費 156 万 5000 円を増額計上するものでござい

ます。

増額の理由といたしましては、年々、夏の暑さが増しておりますけれども、今年も猛暑が続く中で、図書交流館も節電には努めてきたものの、来館者の多い公共施設として、快適な空間づくりを心がけており、エアコンの使用が増加したことが大きな原因だと認識しております。また、当初予算計上において、需用費の支出削減を目指すためにも、電気料においては、必要経費の最低限度を計上していたことも不足に至った要因ではないかと認識しております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

大崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうちまなび推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 29 分）

【消防本部】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 32 分）

これより、消防本部の審査に入ります。

審査に先立ちまして、宇都宮消防本部消防長より御挨拶をいただきます。

○宇都宮消防本部消防長

宇都宮消防本部消防長が挨拶を行う。

○竹崎委員長

それではこれより、消防本部の審査を行います。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち消防本部所管分についてを議題といたします。

山本消防総務課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち消防本部所管分について説明させていただきます。

今回の補正は、常備消防管理運営事業と八幡浜地区施設事務組合負担金事業に係る補正を行うものでございます。

それでは、予算書の 8 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9 款消防費、補正前の額は、25 億 8858 万円でございます。今回補正額の 59 万 7000 円を減額させていただき合計 25 億 8798 万 3000 円になるものでございます。財源の内訳といたしましては、一般財源が 59 万 7000 円の減額となるものでございます。今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして、御説明をさせていただきます。

予算書の 21 ページ及び 22 ページをお目通しください。

21 ページになりますが、9 款消防費、1 項消防費、1 日常備消防費、補正前の額は、8 億 2539 万円、補正額 178 万 3000 円を減額し、8 億 2360 万 7000 円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、一般財源を 178 万 3000 円減額するものでございます。節区分では、需用費の光熱水費を 181 万 3000 円増額し、負担金補助及び交付金のうち負担金を 359 万 6000 円減額するものでございます。

事業概要につきましては、常備消防管理運営事業では、事業費の光熱水費のうち、年度末までの電気代の支出を推移し、電気代高騰に対して、181 万 3000 円を増額するものでございます。

次に、八幡浜地区施設事務組合負担金事業では、人件費を含めた決算見込みと、前年度繰越金の確定などに伴い一般会計負担金を 11 万 9000 円減額し、特別会計負担金を 347 万 7000 円減額して合計 359 万 6000 円を減額するものでございます。

以上、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち消防本部所管分についての説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○竹崎委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にはないようであります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち消防本部所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 40 分）

【会計課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 41 分）

これより、会計課の審査に入ります。

それでは、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち会計課所管分についてを議題といたします。

岩本会計管理者の説明を求めます。

○岩本会計管理者

それでは、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち会計課所管分の事業について御説明を申し上げます。

予算書 13 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費です。11 節役務費については、10 月 1 日から郵券料の値上げがあったことにより、今後の見込みを計算し、41 万 3000 円の増額であります。また、13 節使用料及び賃借料については、公金の振り込み等に利用しているシステムのサービス使用料が、11 月から値上がりしたため 1 万 7000 円の増額であります。全体の補正額につきましては、歳出予算のみ 43 万円を増額し、補正後の予算を 5689 万 5000 円とするものであります。

以上、会計課所管の補正予算の説明となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

岩本会計管理者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち会計課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 44 分）

【議会事務局】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 45 分）

これより議会事務局の審査に入ります。

審査に先立ちまして、片山議会事務局長より挨拶をお願いいたします。

○片山議会事務局長

片山議会事務局長が挨拶を行う。

○竹崎委員長

それではこれより、議会事務局の審査を行います。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち議会事務局所管分についてを議題といたします。

片山議会事務局長の説明を求めます。

○片山議会事務局長

それでは、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち議会事務局所管分について御説明いたします。

予算書 5 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為の議会だより印刷製本費についてであります。議会だよりは、原則 1 冊 16 ページで、1 回における発行部数を昨年度より 500 部減とし、1 万 6800 部を年 4 回定例会開催月の翌月 20 日前後に発行するものでございまして、市内全戸配布及び市内外の市議会などに送付することとしております。今回の債務負担行為は、令和 7 年第 1 回定例会分を掲載いたします 3

月号が、4 月 20 日発行日となるため、3 月から編集、入稿作業を行う必要がございます。そのためには、2 月には入札を執行し、業者と委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為をするものでございます。期間は令和 7 年度限度額は 252 万 6000 円であります。

以上、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○竹崎委員長

片山局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 50 分）

【請願審査】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 56 分）

これより、請願第 4 号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」を議題といたします。

請願の内容につきましては、既にタブレットに配信しておりますので、説明は省略いたします。お目通しをお願いいたします。

○竹崎委員長

ここに大森議員に来ていただいておりますので、補足説明をお願いしたいと存じます。

それでは大森議員よろしくお願いいたします。

○大森議員

それでは私のほうから、この請願書についての説明をさせていただきたいと思います。

まず、伊方原発をとめる会からの請願となっております。伊方原発をとめる会の御紹介をさせて

いただきます。

伊方原発をとめる会について、2011 年 3 月 11 日東日本大震災での東京電力福島第 1 原発の壊滅的事故を受けて、二度と福島を繰り返してはならぬと 2011 年 11 月 3 日に発足しました。今回の目的は、伊方原発をとめることと自然エネルギーへの転換を図ることです。主な活動としましては、原発に関する講演会、集会、学習会などを開催しております。そのほか、定期的にニュースを発行し、ホームページに情報を発信、またパンフレットなどの作成配布も行っています。そして、伊方原発の運転差止め訴訟を支援し、陳述をまとめた冊子を発行しております。署名活動、首長、議会等への請願などを行います。今までに 50 万筆に及ぶ署名を実行しました。

今回、住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」に関する請願書ということで上がってきております。この生存権と幸福追求権について、皆さんもちょっと御存じだと思いますが、私のほうからちょっと説明をさせていただきます。

生存権、私たちは、誰でも人間として生きる権利、生存権を持っています。日本国憲法第 25 条は、全て国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定めております。

幸福追求権、全ての国民が個人として幸福を追求する権利、日本国憲法第 13 条では、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とするとしている。

この伊方原発の現状について、次に御説明させていただきます。伊方原発 1 号機、2 号機、3 号機あります。1 号機は運転を終了しております。平成 28 年 5 月 10 日に運転を終了しております。平成 29 年 9 月 12 日から廃止措置作業中であります。2 号機につきまして、平成 30 年 5 月 23 日に運転を終了しております。令和 3 年 1 月 7 日から廃止措置作業中です。3 号機につきましては現在運転中であります。四国電力伊方原子力発電所 3 号機は、今年 7 月から行っていた定期検査を終え、11 月 12 日およそ 4 カ月ぶりに営業運転を再開しました。四国電力伊方原子力発電所 3 号機は、2024 年 7 月 19 日から定期検査に入り、原子炉などの設備の点検や、火災感知器の増設工事などが行われてきました。電源の一時喪失や原発の保安

規定違反などのトラブルが相次いだ影響で、運転が停止することもありましたが、地元説明や定期検査を経て現在運転を続けております。伊方原発 3 号機は 1994 年に運転を開始し、12 月運転の開始から 30 年を迎えております。

この請願ですが、先ほどお目通しをしていただきましたが、私のほうから請願趣旨を読み上げさせていただきます。説明とさせていただきます。

請願趣旨、私たちは、司法の力で伊方原発をとめるために裁判を行っています。裁判において、私たちは伊方 3 号炉の安全性は証明されておらず、原告らの人格権を侵害する具体的な危険が認められるから、伊方 3 号炉の運転は差し止められるべきであると主張しており、来年 3 月 18 日には判決が出る予定です。福島原発事故から 13 年経って、政府のエネルギー政策は、原発依存の方向に逆戻りしようとしています。しかし、原発事故の非常事態宣言は解除されていません。汚染水は海に流され、炉内のデブリ取り出しすら困難を極めています。放射線起因とみられる病に苦しむ人々、事故で避難し家族が分断され人生が激変した人々がいます。決して福島を繰り返してはなりません。さらに、核廃棄物の始末は見通しが立っていません。1 月 1 日の能登半島地震では、原発事故の恐怖と避難計画の破綻が明らかになりました。その後も、県内外で地震が相次ぎ、2 月 26 日の肱川河口を震源とする地震、4 月 17 日には宇和島市の半島部の地下を震源とした豊後水道地震、8 月 8 日には南海トラフ地震に関する巨大地震注意が発出された日向灘地震が起こりました。地震等による原発事故で放射能の放出が起きてしまうと、実質その解消・回復は出来ず、憲法 13 条につながる住民の人格権が侵害されます。そうであるだけに、人間は地震をとめることはできないが、原発はとめられることを思い起こすべきです。住民も自治体も、今という時代を構成する全ての私たちは、現在のもとより、将来ここに暮らす人々の恐怖と不安を取り除く責任と権利があると考えます。以上の趣旨によって、私たちは下記のことを請願いたします。請願事項、住民の憲法第 13 条に規定される「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「愛媛県知事に四国電力伊方原子力発電所稼働同意の撤回を求める議会決議」を行い、その旨を知事に伝えること。

以上、説明とさせていただきます。

○竹崎委員長

大森議員の説明は終わりました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時5分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後4時16分）

それでは、御意見をお願いしたいと思います。

○井関委員

原発を稼働することに諸手を挙げて賛成しておるわけではありませんが、今、原子力規制委員会のほうで稼働可能というふうに認定をされている伊方原発の稼働をとめるということに関しましては、私個人としては、そこまでは必要は今のところないんじゃないかなという気がいたしております。確かに、電力は原発を使わなくても、間に合うようになってはくるとは思いますけれども、現時点で、原発をとめて、今四国内の電力を賄い切れるのかなというところが1点あるのと、それを賄おうとするとどうしてもCO₂が大きくなってくるとはならないかなという点がございます。そして、今後、新しく原発をつくったりすることには当然反対ではありますが、現時点で伊方原発の稼働を止めるということに対しては、私は同意できないので、これについては反対といたします。

○まつもと委員

私は、この請願に採択したいなという立場で、少し意見を述べさせていただきます。

西予市は、伊方原発から30キロ圏内の地域を抱えている自治体ですし、来ると予想されている南海トラフ巨大地震が来たときに伊方原発が稼働しているということは、この請願に書かれているように、市民の生存権と幸福追求権を侵害してしまう恐れがあるというふうに考えます。また、この請願の中の、「人間は地震をとめることはできないが、原発はとめられる」という文章に大変共感しました。CO₂の問題や電気を賄えるのかという点で、原発がどうしても選択される社会だと思いますが、CO₂削減していくためにも、原発ではなく再生可能エネルギーにシフトするという議論が起こるべきですし、実際にまだ福島にたくさん問題がある中で、同じようなことが起こってしまわないように、稼働をとめてほしいというふうな思いには大変共感します。

以上の点で、私は採択の立場をとりたいと思います。

ます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時20分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後4時22分）

請願第4号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

請願第4号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」については、挙手少数により、当委員会としては、不採択とすることに決しました。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時23分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後4時24分）

以上をもちまして、総務常任委員会審査について終結といたします。

○信宮副委員長

これにて令和6年第4回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

竹崎 幸仁